

農林水産関係事業（その 1）林道・治山事業の取扱いについて

農林水産関係事業（その 1）林道・治山事業の取扱いについて提出する。

平成 16 年 9 月 14 日提出

神崎町・大河内町合併協議会
会 長 足 立 理 秋

協 定 項 目	24-9	農林水産関係事業（その 1）林道・治山事業の取扱いについて
1 林道及び作業道の維持・修繕にかかる地元負担については、財政計画（状況）等を勘案し、新町発足までに調整する。 2 林道事業の地元負担金については、財政計画（状況）等を勘案し、新町発足までに調整する。 3 治山事業にかかる地元負担金については、財政計画（状況）等を勘案し、新町発足までに調整する。		